

# 公益社団法人日本演奏連盟

## 平成25年度事業計画書

自：平成25年（2013）年 4月 1日

至：平成26年（2014）年 3月31日

### I 公益目的事業（公1）

公益社団法人日本演奏連盟は、クラシック音楽の演奏家の育成と権利擁護促進活動及びクラシック音楽の普及促進と調査研究のための活動として、平成25年度において次に掲げる事業を公益目的事業としてまとめ、実施する。

#### 1 演奏家の育成事業(育成)

##### (1) 新進演奏家育成プロジェクト（文化庁委託事業予定）

文化庁委託事業である「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」は、文化庁と当連盟の共催により平成23年度より実施しているもので、新進芸術家が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い視野、広い見聞、広い分野に関する知識を身につける場を提供するとともに、その基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家の育成等に資するものとして認められた事業である。

当連盟ではこの主旨に則り名称を「新進演奏家育成プロジェクト」とし、下記の4つのプロジェクトを平成25年度において全国規模で展開する。当プロジェクトは、優秀な新進演奏家を全国各地で厳正なオーディション等により選抜し、音響の優れた一流のステージで演奏する場を提供するというもの。活動の場を得にくい若手演奏家にとっては、極めて貴重で意義深い企画であり、関係方面から熱い期待が寄せられている。

##### ① 「リサイタル・シリーズ」の開催

（平成25年度 札幌2回、東京10回、名古屋2回、京都1回、大阪4回、大分1回）

「リサイタル・シリーズ」は、全国主要都市6地区においてオーディションにより選抜した新進演奏家の研究成果の発表の場として、リサイタル形式による演奏会を開催する。なお九州ではこれまで福岡で実施してきたが、平成25年度は大分に替えて実施する予定。

- ・「リサイタル・シリーズ SAPPORO」（年2回）札幌コンサートホール Kitara 小ホール  
1月、3月にそれぞれ1回開催
- ・「リサイタル・シリーズ TOKYO」（年10回）東京文化会館小ホール  
4、5、6、7、9、10、11、12、1、2月の各月1回開催
- ・「リサイタル・シリーズ NAGOYA」（年2回）名古屋ザ・コンサートホール（電気文化会館）  
1月、2月で2回開催
- ・「リサイタル・シリーズ KYOTO」（年1回）京都コンサートホール・アンサンブルホールムラタ  
2月に1回開催
- ・「リサイタル・シリーズ OSAKA」（年4回）大阪いずみホール  
5、6、10、11月の各月1回開催
- ・「リサイタル・シリーズ OITA」（年1回）iichiko 音の泉ホール  
2月乃至3月で1回開催

## ②「オーケストラ・シリーズ」の開催

「オーケストラ・シリーズ」では、地域の音楽振興と新進演奏家の発掘と紹介を目的とし、地域のプロ・オーケストラとの共演という新進演奏家にとってはまたとない貴重な演奏機会を提供する。出演者の選考にあたっては、協奏曲の全てのジャンルを対象として公募し、厳正な審査を経て決定する。

- ・開催地区（6地区） 札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡
- ・オーディション開催時期 10月中旬～11月下旬（予定）
- ・演奏会の開催時期 2月上旬～3月中旬（予定）
- ・共演するオーケストラ 札幌交響楽団  
仙台フィルハーモニー管弦楽団  
名古屋フィルハーモニー交響楽団  
日本センチュリー交響楽団  
広島交響楽団  
九州交響楽団

## ③「新進芸術家海外研修員コンサート」の開催

日本演奏連盟では、文化庁新進芸術家海外研修制度の協力団体として、若手演奏家が海外で研鑽する機会を得る制度に協力してきた。

平成23年度及び24年度には、海外研修を終えた彼ら新進演奏家が一堂に会するガラコンサートを実施し、それぞれが自己の研鑽の成果を披露しあう場を提供し一定の成果をあげた。

平成25年度においては、更なるステップアップを目指し、ジョイントリサイタル形式により成果発表の機会を与え、今後の活動につなげることを目標とする。

- ・11月、12月に東京オペラシティリサイタルホールで2回開催

## ④「ヴォルフラム・リーガー氏による歌曲とピアノ伴奏法公開マスタークラス」

当連盟では、平成16年度から世界的な演奏家を招聘し、我が国の芸術分野の担い手に直接、指導・助言を与えてもらうため、公開マスタークラスを全国規模で実施している。25年度は歌曲のピアノ伴奏のスペシャリストであるヴォルフラム・リーガー氏を招聘し、東京と大阪でドイツ歌曲とピアノ伴奏法の公開マスタークラスを開催する。

- ・回数 平成25年10月に5回
- ・地域 東京、大阪

## (2) 文化庁新進芸術家海外研修制度の協力（平成26年度対象）

文化庁では、昭和42年（1967）から芸術家を一定期間海外に派遣して研修させる制度を実施しており、これまでに多くの芸術家が成果をあげてきた。当連盟は文化庁の協力団体として、近年では約50名の演奏家の書類を受付けているが、25年度も引き続き同制度の広報及び受付業務に協力する。

- ・対象 15歳以上18歳未満と18歳以上の2部門
- ・派遣内容 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別派遣（80日間）  
（18歳未満は1年派遣）
- ・書類提出 文化庁への提出時期 8月初旬
- ・文化庁選考 書類・DVD選考及び面接選考 10月～1月
- ・正式決定 内定（翌年2月下旬～3月上旬）を経て、翌年5月決定
- ・研修開始 翌年9月以降

## 2 音楽普及活動(自主公演)

### (1) 「2014 都民芸術フェスティバル」(東京都、公益財団法人東京都歴史文化財団助成事業予定)

「都民芸術フェスティバル」は質の高い芸術文化に触れる機会を広く都民に提供するとともに、東京における芸術文化活動の振興を図る目的で、東京都が芸術文化団体の公演に対して助成する催事で、45年の歴史をもつ。毎年1月から3月までの期間、芸術各ジャンル11部門、約100公演が実施される。

このうち、当連盟はクラシック音楽部門の17公演を実施する。

#### ・オペラ・シリーズ(3団体、3演目、8公演)

出演団体：東京二期会、藤原歌劇団、日本オペラ協会

公演会場：東京文化会館大ホール、新国立劇場中劇場

#### ・オーケストラ・シリーズ(8団体、8公演)

出演団体：NHK交響楽団、新日本フィルハーモニー交響楽団、東京交響楽団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、東京都交響楽団、東京フィルハーモニー交響楽団、日本フィルハーモニー交響楽団、読売日本交響楽団

公演会場：東京芸術劇場コンサートホール

#### ・室内楽シリーズ(2組、2公演)と日本歌曲シリーズ(1公演)

出演団体：室内楽団ほか

公演会場：東京文化会館小ホール

### (2) 「日本演奏連盟第25回クラシックフェスティバル」の開催

＝助成：公益財団法人三菱UFJ信託芸術文化財団＝

平成元年以来24年にわたり開催してきたクラシックフェスティバルは、25年度の25回をもってファイナル公演とする。最終回は、音楽への尊敬と感謝の気持ちをこめて、J. S. バッハ、モーツァルト、ベートーヴェンの3大作曲家の作品を取り上げる。

#### ・『THANK YOU FOR THE MUSIC』

平成25年4月21日(日)午後3時開演 東京文化会館大ホール

出演：指揮／尾高忠明

ヴァイオリン／志茂美都世・鈴木愛理

ピアノ／小山実稚恵

ソプラノ／澤畑恵美 アルト／伊原直子

テノール／佐野成宏 バリトン／大山大輔

合唱／東京混声合唱団、二期会合唱団、藤原歌劇団合唱部

フェスティバル・オーケストラ

## 3 調査研究及び権利擁護活動(調査、資料収集)

### (1) 演奏年鑑2014音楽資料(通巻第40号)の刊行(文化庁委託事業予定)

文化庁委託事業「平成25年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」の一環として、国内で様々な形態で開催されているクラシック音楽の演奏会を数値データに表し、我が国音楽界の動向を調査・研究するとともに、特に新進芸術家の活動の指針となるテーマを重点的に調査し、掲載することにより、将来の楽界を担う新進芸術家の育成に貢献できる資料作りを目指す。

B5判 約580頁 1,700部 資料提供団体、関係機関等に配布する。

(2) 機関紙・月刊「えんれん」の発行

国の文化予算をはじめ、教員公募、楽員募集、国際コンクール情報など、我が国の楽界における様々な情報を記事にまとめ、月1回発行する。

B5判 8頁建 3,800部 会員及び官公庁、関係団体、マスコミ等に配布する。

情報誌「ぶらあぼ」の配布

音楽情報誌月刊「ぶらあぼ」(無料)と提携し、機関紙とともに関係各方面に配布する。

(3) 著作隣接権クラシック分配作業促進活動

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センターCPRA及び一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPNを通じて分配される著作隣接権報酬の権利者個人宛の分配業務に積極的に協力し、演奏家の権利擁護に寄与する。

また、MPN内に設けたMPNクラシック委員会(日本オーケストラ連盟、日本音楽家ユニオン、日本演奏連盟)に参加し、著作隣接権クラシック部門2011年度徴収分の報酬分配の作業に協力する。

(4) 芸術家会議の活動、その他芸術文化団体との連携協力

全国のオーケストラ、オペラ、バレエ、日本舞踊、演劇、伝統芸能など43の芸術文化創造団体で構成する芸術家会議の事務局として、国に対し、芸術文化予算の一層の拡充、文化芸術振興基本法に基づく文化活動の環境整備・充実等について、関係団体と協力し活動を行う。また都民芸術フェスティバルに参加する団体を中心に在京8団体で東京都芸術文化団体協議会を組織し、その事務局として、東京都における芸術文化予算の拡充を求める活動を行う。

協力する関係団体：芸術家会議(43の全国の芸術創造団体で構成)

(公社)日本芸能実演家団体協議会(69の芸能実演家の団体等が集い、交流、研修、著作隣接権の権利擁護、地位の向上、国の文化予算の拡充等を目的に活動)

東京都芸術文化団体協議会(東京都芸術文化振興議員連盟と協力関係)

(5) 世界の国際音楽コンクールの要項収集と情報提供

(6) ホームページによる情報発信

日本演奏連盟アドレス <http://www.jfm.or.jp>

## 4 助成・奨学活動(応募型)

(1) 「増山美知子奨励ニューアーティストシリーズ」(年間5回)

声楽家の増山美知子さんから資金の提供を受けて、平成22年度から開始した制度。35歳以下の優秀な若手演奏家の公演を対象に公募し、書類審査、CD審査を経て、経済的支援を行う。

(2) 宗次エンジェル基金/公益社団法人日本演奏連盟 新進演奏家国内奨学金制度(給付型)

特定非営利活動法人イエロー・エンジェル(愛知県名古屋市)の宗次徳二理事長から支援を得て、プロのクラシック音楽の演奏家を志す全国の優秀な生徒・学生・若手演奏家に対し、教育機関での学業費用または国内での研修費用等を支援する奨学金制度を実施する(返済不要の給付型)。一般公募により書類審査、CD審査、実技審査を

経て奨学生を決定する。当面は国内での研修費用とする。平成 25 年度は平成 26 年 4 月から 1 年間の奨学生を公募する。

給付額：月額 5 万円（年額 60 万円）

対象人数：10 名（予定）

## 5 啓蒙・啓発活動

### (1) 「日本演奏連盟後援」名義許認可事業

会員が主催するリサイタル及び室内楽、又は各種演奏団体が主催する催事に「日本演奏連盟後援」の名義使用を承認、許可する。

### (2) 「コンサート・アシスト」事業

会員をはじめとする演奏家が、自主的にリサイタルを開催する場合の後方支援体制を確立する。若い演奏家にとっては、自主コンサートの開催は事務的な作業負担が大きい。当連盟では、これまでのコンサート開催により蓄積したノウハウをいかし、特に新進演奏家のリサイタル開催をサポートする事業を実施する。有料。

## 6 その他、公益目的を達成するために必要な事業

## II その他の事業（相互扶助等事業）（他 1）

### 1 会員向け事業

#### (1) 「山田康子奨励・助成コンサート」（年間 6 回）

故山田康子さん（ピアニスト）から資金の提供を受けて、昭和 63 年度（1988）から実施している助成制度。対象は会員が主催する意欲的かつ創造的な演奏会で、その演奏会に対して経済的援助を行う。これまでに 142 公演を奨励、助成している。本年度は 6 名（6 公演）を助成対象とする。

#### (2) 「日本演奏連盟会員名簿」（年 1 回）の発行

B 5 判 約 130 頁 3,700 部 11 月に発行し、全会員に配布する。

#### (3) 福祉厚生に関する互助業務

会員相互の助け合いの精神のもと、健全な互助制度の維持に努める。

#### (4) 芸能に従事する人の国民健康保険等の事務取り扱い

東京芸能人国民健康保険組合が運営する国民健康保険組合への加入取り扱いを行なう。また、当連盟と提携している東京海上日動火災保険株式会社との所得補償保険、傷害保険の事務手続を引き続き行なう。

#### (5) 会員のための税務相談

確定申告時期に、顧問税理士による税務相談を行い税務申告の手助けを行なう。

#### (6) 会員のための法律相談

会員が演奏及び演奏業務に携わる行為等により法律問題に直面した場合、その解決方法について顧問弁護士による法律相談が受けられるよう取り計らう。